

倫理審査 Q&A

1. オンライン調査会社に委託して調査を実施する場合

(1) 企業に委託して行う研究になるので、利益相反の申請をしなければなりませんか？

委託先の会社から、「利益相反はない」ことを証明する書類を発行してもらって添付資料として提出してください。

(2) 企業に委託して行うオンライン調査の場合、必要な添付書類は何ですか？

調査委託の契約にかかわる資料を提出してください。具体的には、契約書、もしくは契約書に準ずる書類で、契約の内容がわかるものを添付してください。

(3) オンライン調査会社から、調査の回答者に報酬が支払われます。申請書に「報酬」として記載すべきでしょうか？

はい。ポイントの付与など、委託先の調査会社が報酬をどのような形態で出しているのかを申請書に記載してください。また、その報酬が金銭ではない場合、お金の換算すると何円に相当するのかを、委託先の会社に問い合わせ、あわせて記載してください。

2. Teams や Zoom などを用いたオンラインインタビューをする場合

(1) Teams または Zoom でオンラインインタビューを行う予定です。Teams や Zoom の録画機能を用いてインタビューの記録をとりますが、このような方法で記録を行う時、申請書に記載すべき点は何でしょうか？

録画データがオンライン上に一時的にでも保存される場合は、どのような対応をとることで、研究参加者に不利益が生じることがないようにするのかを申請書に記載する必要があります。オンライン上に録画データが保存されてしまう場合は、その録画データを研究者がどのように取り扱うのかについても申請書に記載してください。

(2) 研究参加者と直接会う機会がないので、研究参加同意書を直接受け取ることができません。どのようにすればよいでしょうか？

フォーマットをインタビューの参加者に送り、必要事項を記載してもらったものを、郵送で送り返してもらい、スマートフォン等で表裏両面を撮影した画像をメールに添付して送ってもらおうといった方法が考えられます。何らかの形で受け取る方法を決め、その方法を申請書に記載してください。

3. 申請の必要性について

(1) 自分の研究は申請が必要かどうかわかりません。どのようにすればよいでしょうか？

まずは「岡山大学社会文化科学研究科等における研究倫理審査の手引書」の、「倫理審査委員会の審査を要する研究」のフローチャート(p.30)をたどり、自分の研究に申請が必要かを判断してください。それでもわからない場合は、問い合わせ専用アドレスへ問い合わせてください。

(2) 自治体に対してインタビュー調査を行う予定ですが、倫理審査の申請は必要でしょうか？

インタビューに回答するのは自治体職員ですが、その人が「個人」として回答する質問を含まず、あくまで「自治体」としての回答しか求めない質問のみで構成されているのであれば、必ずしも倫理審査の申請は必要ありません。

あとは、研究成果を発表する先の学会等から倫理審査を受けることが成果発表のための必須要件にされているかをあわせて、申請するかを判断してください。

(3) 既に亡くなった方の遺品を研究で用いる研究を行う予定です。申請は必要でしょうか？

ご遺族の了解を得ており、ご遺族に対するインタビュー等、ご遺族からデータを収集することがない研究であれば、必ずしも倫理審査の申請は必要ありません。

あとは、研究成果を発表する先の学会等から倫理審査を受けることが成果発表のための必須要件にされているかをあわせて、申請するかを判断してください。

4. その他

(1) ドラマ仕立ての動画を視聴して質問に答えてもらう研究計画を立てています。動画のファイル提出は必要ですか？

動画のファイルそのものを提出する必要はありませんが、動画の内容がわかるように、動画の登場人物設定や、動画の脚本を文書で提出してください。